加茂市診療所設置奨励事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民が安全かつ安心な医療サービスを受けることができる体制を構築し、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、市内において医療施設の新規開設、診療体制の継続確保を図る医師に対し、加茂市診療所設置奨励事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　本事業は、市への新規の診療所（医科に限る。）の開業や既存診療所（医科に限る。）の継続を促進することにより、市の地域医療体制を維持強化し、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる者は、市内に医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項の診療所を開業する医師（医療法人を含む。）及び引き続き診療を継続するために既存診療所の院長を後継する医師（医療法人を含む。）とする。

（補助金の種類）

第４条　本事業による補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1）新規開業奨励金

（2）診療所後継者奨励金

（補助の要件）

第５条　補助金は、一般社団法人加茂市医師会（以下「医師会」という。）に加入し、積極的に地域医療に貢献しようとする者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に交付する。

（1）新規開業奨励金　市内において新規に診療所を開業する場合（市内の既存の診療所で、医師人数の増加に伴い新たな診療科を開設するために、医療施設を新築し、又は既存の医療施設を増築若しくは改築する場合も含む。）

（2）診療所後継者奨励金　市内において引き続き診療を継続するために、既存の診療所を後継する場合。

２　補助金の交付を受けた者は、市立小学校の学校医、市が実施する健康診査等

又は市が医師会に委託して実施する休日当番医制度について、市から協力を求められたときは、これに協力する。

３　診療所を開設又は後継する場合は、1週間当たり4日以上かつ25時間以上診療するものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額として1回に限り交付するものとする。

（1）新規開業奨励金　1,000万円

（2）診療所後継者奨励金　1,000万円

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者は、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）県知事に提出する開設届（届出書添付書類を含む）の写し（市内の既存の診療所で医師人数の増加に伴い診療科を開設するために、診療所を新築し、又は既存の診療所を増築若しくは改築する場合は、県知事に提出する変更届（届出書添付書類を含む）の写し）

　（2）医師会入会申込書の写し

　（3）住民票の写し（法人にあっては、定款又は規約及び登記事項証明書）

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第９条　前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付請求書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１０条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

　（1）第５条に規定する要件を欠くに至ったとき。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

　（2）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、加茂市診

療所設置奨励事業補助金取消決定通知書（第4号様式）により、当該交付決定を取り消された者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　実績報告書については、第7条の申請書をもって代えるものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、補助金の交付を受けた者が、新規開業後及び既存の診療所を後継後３年以内に当該診療所による診療を取りやめたときは、加茂市診療所設置奨励事業補助金返還命令書（第５号様式）により期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、月割りによって計算し、千円未満は切り捨てるものとする。

（補足）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、令和４年７月１日より施行する。

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

加茂市長　様

申請者　住所又は所在地

　　　　氏名又は法人名

　　　 （代表者職氏名）

加茂市診療所設置奨励事業補助金交付申請書

　下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請額 | 円 |
| 補助金の種類 | * 新規開業奨励金
 |
| * 診療所後継者奨励金
 |

添付書類

　（１）　県知事に提出する開設届（届出書添付書類を含む）の写し

　　　（市内の既存の診療所で医師人数の増加に伴い新たな診療科を開設するために、医療施設を新築し、又は既存の医療施設の増築若しくは改築する場合は、県知事に提出する変更届（届出書添付書類を含む）の写し）

　（２）　医師会入会申込書の写し

　（３）　住民票の写し（法人にあっては、定款又は規約及び登記事項証明書）

第２号様式（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

加茂市長

加茂市診療所設置奨励事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請のあった加茂市診療所設置奨励事業補助金について、下記のとおり決定したので、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1.　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　補助金の種類　　□　新規開業奨励金

□　診療所後継者奨励金

2.　備　考

　　新規開業後及び既存の診療所を後継後３年以内に当該診療所における診療をやめたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

第３号様式（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

加茂市長　様

申請者　住所又は所在地

　　　　氏名又は法人名

　　　 （代表者職氏名）

加茂市診療所設置奨励事業補助金交付請求書

　　年　　月　　日付第　　号で交付決定のあった加茂市診療所設置奨励事業補助金について、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1.　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

2． 振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取扱金融機関名 | 銀行金庫農協 | 本店支店支所 |
| 口座名義人 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |
| 口座種別 | 普通・当座 |  |

第４号様式（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

加茂市長

加茂市診療所設置奨励事業補助金取消決定通知書

　　年　　月　　日付で交付決定した加茂市診療所設置奨励事業補助金について、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付要綱第10条の規定により、決定を取り消します。

記

理由：

第５号様式（第12条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

加茂市長

加茂市診療所設置奨励事業補助金返還命令書

　　年　　月　　日付で交付決定し、　　　年　　月　　日付けで交付した加茂市診療所奨励事業補助金について、加茂市診療所設置奨励事業補助金交付要綱第12条の規定により、補助金の返還を命じます。

記

1.　返還金額　　　　　　　　　　　　　　円

2.　返還期限　　　　　　年　　　月　　　日

3.　返還事由

4.　返還方法